

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百二十六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和四年七月一日から適用する。

令和四年六月三十日

厚生労働大臣 後藤 茂之

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇二十三 (略)</p> <p>二十四 子宮内細菌叢検査1</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二十五・二十六 (略)</p> <p>二十七 子宮内細菌叢検査2</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 不妊症(これまで反復して着床又は妊娠に至っていない患者に係るものに限る。)、慢性子宮内膜炎が疑われるもの又は難治性細菌性膣症</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。</p> <p>② 産婦人科専門医であり、かつ、生殖医療専門医であること。</p> <p>③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>① 産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科を標榜していること。</p> <p>② 実施診療科において、常勤の産婦人科専門医が配置されていること。</p> <p>③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。</p> <p>④ 緊急の場合その他当該療養について必要な場合に対応するため、他の保険医療機関との連携体制を整備していること。</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇二十三 (略)</p> <p>二十四 子宮内細菌叢検査</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二十五・二十六 (略)</p> <p>(新設)</p>

ること。

⑤ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑦ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧ 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

⑨ 検査を委託して実施する場合には、衛生検査所であつて、当該検査の実施に当たり適切な医療機器等を用いるものに委託すること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇十一 (略)

十二 削除

十三〇六十一 (略)

六十二 自家臍島移植術 慢性膵炎(疼痛を伴うものであつて、従来の治療法に抵抗性を有するものに限る。)又は臍動静脈奇形(従来の治療法に抵抗性を有するものに限る。)

ること。

⑤ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑦ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧ 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

⑨ 検査を委託して実施する場合には、衛生検査所であつて、当該検査の実施に当たり適切な医療機器等を用いるものに委託すること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇十一 (略)

十二 自家嗅粘膜移植による脊髄再生治療 胸髄損傷(損傷後十

二月以上経過してもなお下肢が完全な運動麻痺(米国脊髄損傷協会によるAISがAである患者に係るものに限る。)を呈するものに限る。)

十三〇六十一 (略)

(新設)